

《X 改革・改善》

【自己点検・評価について】

（１）短期大学では自己点検・評価を、短期大学の運営のなかでどのように位置づけているか、また自己点検・評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述して下さい。また今後、自己点検・評価をどのように実施しようと考えているかについても記述して下さい。

自己点検・評価活動は、社会や学生のニーズを的確に把握し、教育・研究活動の改善によって本学の教育研究水準を向上させる活動として位置付けており、この活動なくして大学の維持発展はないと考えている。

本学における自己点検・評価活動は、平成15年度に「自己点検・評価委員会」を設置した。同委員会は、学長、学科長等4名、事務職員1名が委員となり自己点検・評価活動を行い、15年12月、「自己点検・評価報告書」を作成した。

その後、学長により年度ごと委嘱された同委員会により建学の精神、教育理念に沿った短期大学であるかについて、学生の学習成果、満足度を焦点にした向上・充実のため、不断に全学的な教育活動状況についての自己点検・評価を行いつつ、教育の改革・教育方法の改善に努め、本学の教育内容を一層充実発展させてきた。

平成16年度、学校教育法69条3項により、自己点検・評価及び認証評価制度が定められ、本学学則第4条にその趣旨が導入され、点検・評価に当たっては、短期大学基準協会が定める短期大学評価基準によるとともに、適当な体制を整えて行う、また定められた期間ごとに、短期大学基準協会が実施する第三者評価を受ける旨、規定された。

平成19年11月に、平成17・18・19年度を対象期間とし、平成20年度内に報告書を完成し公表する予定で、自己点検・評価を実施し、同報告書を作成するため、学科長が委嘱する教職員（教授1名、准教授2名、職員2名及び報告書作成担当者事務職員5名）が指名され、この体制で自己点検・評価が実施され、同報告書を作成した。

将来においても、報告書作成対象期間の最終年度に、その事情に応じた自己点検・評価の組織について学長から通知する予定である。

（２）過去3ヶ年（平成19年度～21年度）の自己点検・評価報告書の発行状況を記述して下さい。またその報告書の配付先の概要を記述して下さい。なお過去3ヶ年（平成19年度～21年度）にまとめられた自己点検・評価報告書を訪問調査の際にご準備下さい。

本学は平成22年度に短期大学基準協会の第三者評価を受ける予定であり、「関東短期大学自己点検・評価組織について」（学長発平成21年7月22日及び同文書一部改定平成21年8月26日付文書）により、直近の報告書をもとに全専任教員による検討会（5回実施）により自己点検評価を行い、平成19・20・21年度を対象期間とする報告書作成の組織について通知し、報告書を作成した。

【自己点検・評価の教職員の関与と活用について】

(1) 平成21年度までに行った自己点検・評価に関わった教職員の範囲を記述して下さい。また今後、どのような教職員の関わり方が望ましいと考えているかを記述して下さい。

こども学科専任教員は13名であり、最新の報告書においては、自己点検・評価は全員で実施し、報告書作成については専任教員がいずれかの章を分担し作成した。本学の教育目的に即した教育活動、研究活動等の絶えざる改善のために、全教員がかかわり現状を認識し改善点の把握に努める必要があると考える。

(2) 平成21年度までに行った自己点検・評価結果の活用についてその実績を記述して下さい。また今後、自己点検・評価の結果をどのように活用しようと考えているかについても記述して下さい。

自己点検・評価の活用の実績は次のとおりである。

- ・その時点のニーズに応じた授業科目の改廃に関する学則変更
- ・きめ細かな個人指導の徹底を図るための1年次及び2年次の必修セミナーの設置
- ・毎年度、教育指導、実習指導、課外活動指導について関連委員会を通じて検討し、標準的事項について共通の認識の醸成に努めた。
- ・専門を活かした就職実績の向上のため、教職員による組織的な就職支援活動に取り組み、学生の基礎教養の充実から就職内定に至る各段階で指導した。

【相互評価や外部評価について】

(1) 平成21年度までに行った相互評価及び外部評価の概要を示し、評価結果の活用についてその実績を記述して下さい。

これまで相互評価及び外部評価の実績はない。

(2) 相互評価や外部評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述して下さい。また今後、相互評価や外部評価をどのように実施しようと考えているかについても記述して下さい。

相互評価のための規程や組織は整備されていない。

現在、平成22年度に初回の第三者評価を予定しており、現時点で、相互評価を行う予定はない。

【第三者評価（認証評価）について】

（１） 第三者評価を実施するための学内組織の概要を記述して下さい。

学長が委嘱する教員 3 名（ALO を含む）、職員 2 名をもって、自己点検・評価に関する諸作業の担当者の指定、報告書の作成担当者の指定、第三者評価現地調査時の担当者の指定を行う。

（２） 第三者評価に当たって短期大学の決意を述べて下さい。理事長、学長、各部門の長及び A L O（第三者評価連絡調整責任者）がそれぞれ記述されても結構です。

自己点検・評価活動は、社会や学生のニーズを的確に把握し、教育・研究活動の改善によって本学の教育研究水準を向上させる活動として位置付けており、この活動なくして大学の維持発展はないと考えている。第三者評価は、学校教育法第69条の三（自己点検評価及び認証評価制度）に定める認証評価機関の一つによる評価であり、法的義務を負うものと認識しており、大学の教育研究水準の向上に必要不可欠かつ法的義務を負う評価であるとする。

【特記事項について】

（１） この《X改革・改善》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、例えば評価に関する教職員への研修の実施等、当該短期大学が改革・改善について努力していることがあれば記述して下さい。

次のようなことについて努力している。

- ・ 本学の毎年度の教育研究活動を通じて学生の学習成果、満足度を焦点にした向上・充実のため、不断に全学的な教育活動状況についての自己点検・評価を行いつつ、教育の改革・教育方法の改善に努めている。
- ・ 本学の自己点検・評価及び報告書作成業務を通じて現状認識及び改善の方向性について意識を共有する。
- ・ 類似の学部構成を有する他学のベストプラクティス及び文部科学省資料、幼稚園、保育所、施設等における諸問題及びニーズについて公開資料等を通じて収集し、改革・改善の参考とし、FD 活動、学科会議等で紹介する。
- ・ 短期大学基準協会の評価委員候補者の登録に協力し、第三者評価についての最新の情報を収集するとともに、評価委員として第三者評価への参加を通じて他短期大学の実情、すぐれた点などを認識する。

（２） 特別の事由や事情があり、評価項目や評価の観点が求めることが実現（達成）できないときはその事由や事情を記述して下さい。

特になし。

- 〈参考資料〉
1. 過去3ヶ年にまとめられた自己点検・評価報告書
 2. 相互評価、外部評価の実施についての規程等
 3. 第三者評価の実施についての規程等